

浄化槽の維持管理と法定検査受検の案内

浄化槽をお使いの皆様へ 浄化槽は浄化槽法に基づき、「法定検査」と「保守点検」、「清掃」の3つを適正に行わなければなりません。なお、それぞれについて費用(手数料)がかかります。

浄化槽の維持管理

保守点検	「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)保守点検は、浄化槽法に定められ技術上の基準に従って行われなければいけませんので、浄化槽管理士の資格を持ち、知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。
清 掃	浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜き等を、年に1回以上行わなければなりません。清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

○清掃や保守点検がきちんと行われないと、浄化槽から汚物や汚水が流れ出て、川の汚れや悪臭の原因になります。必ず実施してください。

法定検査(定期水質検査)

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。

「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に1回必ず受けなければなりません。検査は、大分県知事が指定した検査機関である(公財)大分県環境管理協会が行います。

○年1回の法定検査は、お使いの浄化槽からの放流水をチェックし、その結果は保守点検など、ふだんの維持管理に生かされる重要な検査です。

○(公財)大分県環境管理協会から受検案内が送付されましたら、必ず法定検査を受検してください。

合併処理浄化槽への転換について

トイレ排水のみを処理する単独処理浄化槽をお使いの皆様は、台所や風呂、選択排水と一緒に処理し、排水の汚れが約1/8になる合併処理浄化槽への転換に努めましょう。補助制度等については、日出町住民生活課におたずねください。

〈お問い合わせ先〉

○大分県東部保健所 衛生課 生活衛生・環境班 電話：0977-67-2513 FAX：0977-67-2512

○日出町役場 住民生活課 電話：0977-73-3128 FAX：0977-72-7294